

令和8年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立病院機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立病院機構における令和7年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は8,911件、契約金額は3,942億円である。また、競争性のある契約は6,791件(76.2%)、3,534億円(89.6%)、競争性のない随意契約は2,120件(23.8%)、408億円(10.4%)となっている。

令和6年度と比較して、競争性のない随意契約は件数・金額ともに減少している(件数は24.2%、金額は11.8%の減少)。

主な理由は、令和6年度に比して、契約相手方が一定程度特定され、かつ、複数年度契約となる傾向が高い医療器械保守委託において、令和7年度の更新対象が減少したこと、緊急に調達する案件が減少したことによるためである。

表1 令和7年度の国立病院機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	令和7年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(76.2%) 6,791	(89.6%) 3,534	(71.8%) 7,125	(87.9%) 3,377	(△4.7%) △334	(4.6%) 157
企画競争・公募	(-) % 0	(-) % 0	(-) % 0	(-) % 0	(-) % 0	(-) % 0
競争性のある契約(小計)	(76.2%) 6,791	(89.6%) 3,534	(71.8%) 7,125	(87.9%) 3,377	(△4.7%) △334	(4.6%) 157
競争性のない随意契約	(23.8%) 2,120	(10.4%) 408	(28.2%) 2,798	(12.1%) 463	(△24.2%) △678	(△11.8%) △55
合計	(100%) 8,911	(100%) 3,942	(100%) 9,923	(100%) 3,840	(△10.2%) △1,012	(2.7%) 102

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸び率である。

(2) 国立病院機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は1,165件(17.6%)、契約金額は1,201億円(34.7%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は減少、金額は増加している(件数は3.2%の減少、金額は39.2%の増加)。

件数減の主な理由は、少額随意契約の基準額の引き上げに伴い対象となる契約件数が減少したことによるためである。

また、金額増の主な理由は、複数年契約の委託契約が増加したことによるためである。

表2 令和7年度の国立病院機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和7年度	令和6年度	比較増△減
2者以上	件数	5,462 (82.4 %)	5,619 (82.4 %)	△ 157 (△2.8 %)
	金額	2,257 (65.3 %)	2,311 (72.8 %)	△ 54 (△2.4 %)
1者	件数	1,165 (17.6 %)	1,204 (17.6 %)	△ 39 (△3.2 %)
	金額	1,201 (34.7 %)	863 (27.2 %)	338 (39.2 %)
合計	件数	6,627 (100 %)	6,823 (100 %)	△ 196 (△2.9 %)
	金額	3,458 (100 %)	3,174 (100 %)	284 (8.9 %)

(注1) 計数について、当表の「合計」欄と表1の「競争性のある契約」欄との差は、不落随意契約分である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸び率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析(調達の現状と要因の分析)等を行った結果、競争契約に占める一者応札・応募件数の割合については評価指標を達成した。

引き続き、契約事務の競争性・公正性・透明性を更に高める観点から、複数の業者が応札できるように仕様の見直しの検討、公告から開札までの入札公告期間や契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保を行う。また、契約審査委員会運営マニュアルを活用しながら一者応札・応募となった契約について競争性確保のための改善方策の妥当性を契約内容チェックシートにより各病院等の契約審査委員会で審査し、本部の契約監視委員会において点検等を行う。また、契約監視委員会の点検等の結果を全ての病院等の契約審査委員会に対して共有を図るなどにより、一者応札・応募の適正化に取り組む。

【競争契約に占める一者応札・応募件数の割合を前年度と同程度又は低下させる。】

3. 政府全体で進められている諸施策に係る取組の推進

○ 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」(令和8年4月6日「賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」)及び「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」(令和7年12月16日府省庁等申し合わせ)を踏まえ、以下の取組を推進する。

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応について、予定価格の算出にあたっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格等を反映するとともに、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格等に変化が生じた場合には、契約金額を変更するか否かについて検討し、適切に対応する。
- ・ 物品や役務、工事等の発注にあたっては、費用対効果や公正性等について十分に検討した上で、価格面、数量面、工程面等からみて経済的に合理的であり、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、可能な限り半年や四半期など一定期間ごとの契約期間で発注を行う、又は商品等の種類ごとに発注を行うよう努める。
- ・ 低入札価格調査制度や知的財産権の取扱い等に係る規定の整備等について検討を行う。

○ PFI事業の活用については、「独立行政法人国立病院機構PPP/PFI手法導入優先的検討要領」に基づき、事業の特性等を踏まえつつその可能性について検討を行う。

4. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約基準額を超える随意契約を締結することとなる案件については、引き続き各病院等に設置された契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受け、さらに本部内に設置された契約監視委員会においても一定の基準に該当する契約について事後点検を受ける。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に関する内部チェックマニュアル（自己評価チェックリスト）に基づき、引き続き各病院等において点検を行うとともに、内部監査において重点確認事項としてチェックを行う。また、マニュアルの内容について逸脱等がないか、適宜見直しを行う。

さらに、「国立病院機構職員による取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等について」（令和4年3月30日独立行政法人国立病院機構）の別紙3「取引業者との不適切行為に係る再発防止策」の周知徹底を行う。

なお、契約の適正化を確保するため、運営担当参事等連絡会議などの場において、引き続き周知徹底を図るとともに、各グループにおいては、引き続き各グループ管内の契約事務担当者を対象に定期的に研修を行う。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（資金管理・CIO 担当）を総括責任者とし、企画部評価課を中心に調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事（資金管理・CIO 担当）
副総括責任者	企画部長
メンバー	評価課長 契約・指導係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構が定める基準（競争性のない随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の点検を行い、その審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立病院機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。